

田辺市公共施設照明LED化事業 仕様書

令和6年5月

田辺市

1 事業名

田辺市公共施設照明LED化事業（以下「本事業」という。）

2 事業内容

- ア LED照明器具及び設置に必要な付属品一式（以下「機器」という。）の賃貸借
※非常灯・避難誘導灯は本事業の対象外とする
- イ 機器の設置等工事に係る計画、施工、施工監理
- ウ 既設照明器具（既設LED灯を除く）設備の撤去・リサイクル・廃棄処分
- エ 賃貸借期間中の機器の維持管理・保証
- オ その他、本事業の実施に伴い必要となる事項

3 賃貸借契約

(1) 契約方法

施設照明の器具取替工事及び不具合対応を含めた包括的賃貸借契約

(2) 機器等の納入期限

令和6年度工事分 契約の日から令和7年2月28日まで

令和7年度工事分 契約の日から令和8年2月28日まで

なお、個々の機器等の設置が完了した時点から供用を開始することとし、賃貸借開始日まで
に障害が発生した場合には、事業者の責において補修等を行うものとする。

(3) 機器等の賃貸借期間

令和6年度工事分 令和7年3月1日～令和17年2月28日まで（120ヶ月／長期継続契約）

令和7年度工事分 令和8年3月1日～令和18年2月28日まで（120ヶ月／長期継続契約）

(4) 支払方法

賃貸借料の支払いは月額後払いとし、本市は事業者から適法な請求書を受領した日から30日
以内に賃貸借料を支払うこととする。

4 履行場所

田辺市内各公共施設

5 賃貸借期間終了後の対応

本業務において調達した機器等は、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

6 公租公課

本件に係る固定資産税の申告は不要とする。

7 事業対象灯数

「別紙1 公共施設照明LED化事業 対象一覧」参照

※令和6年4月現在の数値であり、賃貸借灯数は現地調査等の結果による。

現地調査等により総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約するものとする。

※調達する機器等については現在設置されている器具と同等以上の性能を有する機器等とし、
本仕様書並びに「別紙2 機器仕様書」に定める仕様を満たすものとする。

8 事業内容

事業者は、実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、賃貸借方式によるLED照明器具取替工事及び付帯サービス（維持管理サービス等）について、本市と合意した内容で賃貸借契約を締結し、機器等を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により以下の業務を行うこと。

(1) 現地調査

既設LED照明器具を含む全ての照明について、器具種類、具体的な設備内容など施工や維持管理上必要となる各種情報を調査すること。

(2) 器具等の設置

ア 関係法令を遵守し、LED化のメリットを最大限に享受できる計画の策定及び施工・施工監理を行うこと。

イ 関係法令を遵守し、施設利用者や児童・生徒等の安全に配慮した計画の策定及び施工・施工監理を行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、作業者の安全に十分配慮した施工・施工監理を行うこと。

エ 現地調査により作成された施工計画に基づき、施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画、現場責任者選任、現場責任者経歴書、現場責任者資格写し等）を速やかに作成し、本市と調整を図ること。

オ 既設器具を取り外し、未使用品の器具を設置すること。ただし、デザイン灯に関してはランプのみ交換を可とする。

カ 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の敷地内における必要な場所の確保については、事前に本市の承諾を得ること。

キ 施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、本市と協議の上、原則、事業者がこれを行うこと。

ク 作業中は、粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。また、作業終了後は床清掃を行うこと。

ケ 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。

コ 設置前後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。このとき、天候・時刻等の条件が揃うよう留意すること。

サ 機器等の取付けが困難であるもの、あるいは疑義が生じるものについての確認を施工前に先行し、本市に報告するとともに、対応について協議すること。

シ 原則は器具交換とするが、天井材のアスベスト含有の可能性を考慮し、器具交換の際、新たに開口を設ける必要がある等、アスベストが飛散する恐れがある場合は、ランプのみの交換を可とするが、事前に本市の承諾を得ること。

ス 部屋の一部がLED化されている場合、維持管理の観点から、部屋全ての照明を本事業でLED照明器具へ交換し、既設LED照明については、可能な限り、同施設内の他の部屋へ有効活用すること。

セ 設置完了後、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、機器仕様書及び本市が指定する書類等）を指定日までに原則電子データにて提出すること。

ソ 照明器具には、本事業の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すこと。

(3) 既設照明器具（既設LED照明を除く）設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

ア 関係法令を遵守し、撤去工事の施工・施工監理を行うこと。

イ 撤去した設備（器具本体、付属物等）については、環境保護の観点から可能な限り再利用するものとし、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法についても報告すること。

ウ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し事業者で処分するものとし、廃棄物マニフェストの写しを提出すること。PCBを含む安定器があった場合には、取扱いについて別途、本市と協議するものとする。

(4) 機器の維持管理・保証

ア 事業者は賃貸借期間中、設置した機器等が正常な状態で使用できるよう不具合対応を実施すること。なお、機器の補修等について適正かつ迅速な対応が必要となることから、市内の電気工事業者の選定を重視すること。

イ 本市又は施設管理者からの連絡受付のため維持管理体制並びに本事業専用電話回線を備えた対応をするとともに、本市又は施設管理者からの依頼に基づき機器の修繕ないし器具交換等を行うものとする。

ウ 事業者は、本市又は施設管理者からの依頼に基づき機器の修繕を行うものとする。なお、当該作業のための現地確認は依頼を受けた日から起算して3日以内（土・日・祝日を除く。）に実施するものとする。

エ 不具合対応を実施した際には、不具合対応報告書を提出すること。

オ 事業者は賃貸借物件に対して賃貸借期間中、動産総合保険（新価特約付き）に加入するものとする。また、事業者は本契約締結後、保険加入していることを証明する書類を速やかに本市へ提出すること。

カ 費用負担

(7) 事業者が負担する場合

- 機器の製品としての不具合による故障
- 火災、落雷、取扱い不注意による破損、盗難、雪害、風害、いたずら、破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、車両の接触・衝突等によって生じた損害

(4) 本市が負担する場合

- 清掃、近隣樹木の伐採、除雪など、本市の依頼による作業員の責による損害
- 地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害
- 戦争、暴動、変乱による損害
- その他、上記(7)以外で、事業者の責に因らない損害

キ その他の留意事項

(7) 受注者は、本事業の履行にあたって知り得た個人情報や機器の設定情報など、本市の機密事項について守秘義務を負うこと。

(4) 本市から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏えいを確実に防止すること。

(7) 第三者へ資料の提供を行う場合は、本市の承認を得ること。

(5) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、もしくは規定していない要件が発生した場合は、本市と協議の上、対応を決定することとする。

9 責任分担

- (1) 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、本市と協議の上、対応を決定することとする。
- (2) 予想されるリスクと責任分担は、「別紙3 予想されるリスクと責任分担」（以下「リスク分担表」という。）によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、リスク分担表に該当しない事項が発生した場合には、本市と協議の上、対応を決定することとする。